

第 6 号議案

令和 4 年 度

吉田町一般会計補正予算（第 6 号）



令和4年度吉田町一般会計補正予算（第6号）

令和4年度吉田町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,021千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,974,724千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

令和5年3月1日提出

吉田町長 田村典彦

## 第1表 歳入歳出予算補正

( 歳入 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		5,465,225	△84,845	5,380,380
	1 町民税	2,180,104	△135,275	2,044,829
	2 固定資産税	2,716,641	50,430	2,767,071
2 地方譲与税		100,860	△6,420	94,440
	1 地方揮発油譲与税	27,200	△3,600	23,600
	2 自動車重量譲与税	70,500	△2,700	67,800
	3 森林環境譲与税	3,160	△120	3,040
3 利子割交付金		2,900	△800	2,100
	1 利子割交付金	2,900	△800	2,100
4 配当割交付金		25,100	△1,700	23,400
	1 配当割交付金	25,100	△1,700	23,400
5 株式等譲渡所得割交付金		34,400	△9,700	24,700
	1 株式等譲渡所得割交付金	34,400	△9,700	24,700
6 法人事業税交付金		112,200	3,900	116,100
	1 法人事業税交付金	112,200	3,900	116,100
7 地方消費税交付金		713,900	54,700	768,600
	1 地方消費税交付金	713,900	54,700	768,600
8 環境性能割交付金		16,000	△1,800	14,200
	1 環境性能割交付金	16,000	△1,800	14,200
11 交通安全対策特別交付金		4,400	△300	4,100
	1 交通安全対策特別交付金	4,400	△300	4,100
13 使用料及び手数料		72,405	△3,452	68,953
	1 使用料	58,665	△3,452	55,213

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,812,123	27,083	1,839,206
	1 国庫負担金	920,437	33,705	954,142
	2 国庫補助金	882,579	△6,622	875,957
15 県支出金		855,249	△64,760	790,489
	1 県負担金	380,261	14,729	394,990
	2 県補助金	404,055	△79,489	324,566
16 財産収入		21,442	54	21,496
	1 財産運用収入	8,441	54	8,495
18 繰入金		882,210	97,920	980,130
	2 基金繰入金	865,459	97,920	963,379
20 諸収入		202,069	△759	201,310
	3 貸付金元利収入	390	180	570
	5 雑入	193,676	△939	192,737
21 町債		325,279	1,900	327,179
	1 町債	325,279	1,900	327,179
歳入	合計	13,963,703	11,021	13,974,724

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		97,089	△1,470	95,619
	1 議会費	97,089	△1,470	95,619
2 総務費		2,024,055	△2,086	2,021,969
	1 総務管理費	1,733,409	△2,383	1,731,026
	2 徴税費	197,653	612	198,265
	6 監査委員費	1,348	△315	1,033
3 民生費		3,505,696	120,981	3,626,677
	1 社会福祉費	1,551,089	84,431	1,635,520
	2 児童福祉費	1,954,400	36,550	1,990,950
4 衛生費		2,268,360	18,466	2,286,826
	1 保健衛生費	2,268,360	18,466	2,286,826
6 農林水産業費		325,671	△46,469	279,202
	3 水産業費	202,573	△46,469	156,104
7 商工費		223,371	△13,849	209,522
	1 商工費	223,371	△13,849	209,522
8 土木費		1,354,737	△51,616	1,303,121
	1 土木管理費	146,190	△49,936	96,254
	2 道路橋梁費	285,769	△40,310	245,459
	3 河川費	70,344	58,489	128,833
	4 都市計画費	831,481	△19,859	811,622
9 消防費		508,468	△7,234	501,234
	1 消防費	508,468	△7,234	501,234
10 教育費		1,096,836	△5,935	1,090,901
	1 教育総務費	361,953	△1,661	360,292
	2 小学校費	134,871	1,139	136,010
	3 中学校費	84,398	445	84,843

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 社会教育費	290,325	△1,127	289,198
	5 保健体育費	225,289	△4,731	220,558
13 諸支出金		1,426,546	233	1,426,779
	2 基金費	1,426,544	233	1,426,777
	歳出合計	13,963,703	11,021	13,974,724

## 第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	保育園管理費	38,786
8 土木費	2 道路橋梁費	下片岡山通り線道路改良事業費	18,718
8 土木費	3 河川費	治水対策推進事業費	31,515
8 土木費	3 河川費	大幡川改修事業費	58,489
合 計			147,508



## 第3表 地方債補正

### 1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大幡川改修事業（国補正分）	千円 35,700	証書借入	6.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	<p>政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。</p> <p>ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。</p>

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
吉田町内道路舗装修繕事業	千円 25,100	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他	千円 19,300	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他
問屋堤線整備事業	11,000	〃	率見直し方式で借り入れ	政府資金及び地方公共団体金融機構資金	3,000	〃	率見直し方式で借り入れ	政府資金及び地方公共団体金融機構資金
三軒屋西の宮線整備事業	5,400	〃	れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	2,500	〃	れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。

### 3 廃止

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
防潮堤側道整備事業	千円 17,100	証書借入	6.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。  ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	千円 —	—	% —	—	